

聖心女子大学 障がいのある学生への支援方針

聖心女子大学（以下本学）は、「一人一人の人間をかけがえのない存在として愛するキリストの聖心」を全ての学生支援の根本においている。その精神に立ち、教職員一同はその果たすべき職掌において、修学上、障がいのある学生に対し必要で適切かつ十分な支援を行う。また、障がいのある学生の修学支援について、常にその維持・向上に努める。

1.（修学機会の確保）

障がいのある学生が障がいを理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保する。

2.（支援体制）

障がいのある学生本人の要望に基づいた合理的配慮を行うとともに、障がいのある学生が利用しやすい支援内容及び体制を整え、情報アクセシビリティの向上に取り組む。

3.（施設・設備）

障がいのある学生が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、キャンパスのバリアフリー化に努める。

4.（支援組織）

学生の修学に関わるすべての組織は、学生部、学生委員会等をはじめとする学生支援の関連組織と連携しながら、障がいのある学生への支援につき、合理的配慮を実施する。

5.（個人情報保護）

障がいのある学生の個人情報は厳密に管理し、第三者に開示する必要がある場合は、必ず本人の同意を得ることとする。

附 則

平成 28（2016）年 1 月 12 日教授会了承

附 則

令和 4（2022）年 11 月 8 日教授会了承